

資源循環型施設整備・運営事業

実施方針

令和8年3月10日

上田地域広域連合

< 目 次 >

第1章 用語の定義	1
第2章 事業の内容に関する事項	3
1. 事業名	3
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	3
3. 公共施設等の管理者	3
4. 本事業の目的	3
5. 本事業の概要	3
6. 本施設の概要	4
7. 事業方式	4
8. 契約の形態	4
9. 事業期間	5
10. 事業期間終了後の措置	5
11. 事業の対象となる業務範囲	5
12. 事業者の収入	6
13. 余熱利用計画	6
14. 売電収入の帰属先	6
15. 本連合が適用を予定している交付金	6
16. 関係法令の遵守	6
17. 事業スケジュール（案）	6
第3章 事業者の募集及び選定に関する事項	8
1. 事業者の募集及び選定方法	8
2. 募集及び選定の手順	8
3. 応募者の参加資格要件	11
4. 応募者の審査及び落札者の選定	16
5. 落札者決定後の手続き	17
6. 著作権	17
7. 特許権等	17
8. 応募に係る費用	17
第4章 事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1. 指定されるサービスの水準・仕様	18
2. 想定されるリスクの分担	18
3. 本連合による事業実施状況の監視	18
4. 地元の雇用及び地元企業の活用	18
5. 地域住民との共生	18
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	19

1.	敷地面積及び配置	19
2.	都市計画事項	19
第6章	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
1.	係争事由に係る基本的な考え方	19
2.	管轄裁判所	19
第7章	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
1.	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	20
2.	本連合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	20
3.	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	20
4.	その他	20
第8章	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
第9章	その他本事業の実施に関し必要な事項	21
1.	議会での議決	21
2.	情報提供	21
3.	実施方針に関する担当	21

【添付資料】

- 添付資料1 事業実施場所
- 添付資料2 事業実施区域
- 添付資料3 契約スキーム（案）
- 添付資料4 役割分担概念図
- 添付資料5 リスク分担（案）

第1章 用語の定義

実施方針において使用する用語の定義は、次のとおりである。

運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本連合と運営事業者が締結する契約をいう。
運営事業者	落札者のうち、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ及び災害廃棄物を処理対象物として焼却し、ごみ処理によって発生する熱エネルギーを、発電や熱(温水、蒸気)として回収する施設をいう。
応募者	入札手続きに参加する複数企業で構成される応募グループ又は単体企業をいう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力義務等について定めることを目的として、本連合と落札者が締結する協定をいう。
基本契約	事業者の本事業を一括で発注するために、本連合、落札者及び運営事業者で締結する契約をいう。
協力企業	本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務実施のために、基本契約に基づき、本連合と建設事業者が締結する契約をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当するもので、共同企業体又は単体企業をいう。
建築物等 構成員	本施設のうち、建築物及びプラントを除く設備等を総称していう。 本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業をいう。
構成市町村 事業契約	上田市、東御市、長和町及び青木村を総称していう。 本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約を総称していう。
事業提案書	本事業を実施する落札者の選定に当たり、応募者が入札説明書等に基づき作成し、提出する書類一式をいう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
事業者	本連合と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
設計・建設業務 選定委員会	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。 本連合が応募者から提出を受ける事業提案書の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として設置する「資源循環型施設事業者選定委員会」をいう。

地 方 公 共 団 体	地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。
入 札 関 係 書 類	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの書類を総称していう。
入 札 説 明 書	本事業における入札説明書をいう。
プ ラ ン ト	本施設で処理対象物を処理するために必要な全ての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
本 施 設	本事業において、事業者が事業実施区域内に設計・建設するエネルギー回収型廃棄物処理施設をいい、その他整備する設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
本 事 業	資源循環型施設整備・運営事業をいう。
要 求 水 準 書	要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編を総称していう。
要 求 水 準 書 運 営 ・ 維 持 管 理 業 務 編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要 求 水 準 書 設 計 ・ 建 設 業 務 編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
落 札 者	選定委員会において落札者として選定されたのち、落札者として決定された応募グループをいう。
本 連 合	上田地域広域連合をいう。

第2章 事業の内容に関する事項

1. 事業名

資源循環型施設整備・運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 : 資源循環型施設

種 類 : 一般廃棄物処理施設

3. 公共施設等の管理者

上田地域広域連合長 土屋 陽一

4. 本事業の目的

本連合では、令和5年3月に策定した「資源循環型施設 施設基本計画」に基づき、事業者のノウハウ等を活用し、効率的かつ効果的な資源循環型施設整備・運営事業を推進することを目的とする。

5. 本事業の概要

本事業では、構成市町村から排出される可燃ごみ等を適正に処理するために、エネルギー回収型廃棄物処理施設を整備する。また、約20年間にわたり、受付・計量、ごみ処理等の運転管理業務のほか、維持管理業務、余熱利用管理業務、測定管理業務、情報管理業務等の運営・維持管理業務を行うものとする。

本連合は、次に示す5つの基本方針を掲げて、本事業を推進している。

◇ 環境への負荷を低減し、安全で安定な環境にやさしい施設

環境に配慮した安全で安心な施設とすることはもとより、循環型社会形成のための中心的な役割を果たす施設とする。

◇ 発生するエネルギーを回収し、資源を循環利用する施設

ごみの焼却処理によって発生するエネルギーを回収し、電力・熱供給等によって資源の循環かつ有効利用できる施設とする。

◇ 周辺の自然環境との調和を図り、環境教育の拠点となる施設

周辺環境との調和を可能な限り保ち、良好な景観形成に努めるとともに、環境教育の拠点として住民から信頼される施設とする。

◇ 建設地の基盤整備と地域振興を図り、快適な生活環境を創造する施設

建設地の基盤整備や地域振興を図るとともに、ごみの焼却処理に伴う生活環境への影響がないよう、万全な公害防止対策を講じ、快適な生活環境を創造する。

◇ 災害時の廃棄物処理を迅速に行うとともに、防災拠点としての機能を持つ施設

東日本大震災、近年の大雨による激甚災害などの教訓から、大規模自然災害時においても処理機能を維持することにより、速やかに災害廃棄物処理に対応できる防災拠点としての機能をもった施設とする。

6. 本施設の概要

本施設の概要は、次に示すとおりである。

項目	概要
事業実施場所／ 事業実施区域	上田市常磐城 2320 番地ほか（し尿処理施設「清浄園」用地ほか） 「添付資料 1 事業実施場所」及び「添付資料 2 事業実施区域」参照
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、災害廃棄物
処理方式	全連続運転式ストーカ式
施設規模	126t/24h（63t/24h×2 炉）
付帯施設／ 付帯設備	計量棟、駐車場、構内道路、門扉、囲障、植栽等その他関連する施設や設備等
供用開始	令和 13 年 10 月

7. 事業方式

本事業における本施設の整備及び運営は、DBO方式により実施する。

落札者は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行う。さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、約 20 年間の運営・維持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を行うものとする。

8. 契約の形態

本連合と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

本連合は、落札者と相互に協力し、本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、落札者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運營業務委託契約を締結する。

事業契約の締結主体を「添付資料 3 契約スキーム（案）」に示す。

9. 事業期間

事業期間は、次のとおりである。

- ・設計・建設業務期間 : 事業契約締結日から令和13年9月まで
- ・運営・維持管理業務期間 : 令和13年10月から令和34年3月まで(20.5年間)

10. 事業期間終了後の措置

本連合では、本施設を供用開始後30年間以上にわたって使用する予定であることから、事業者は、本施設を30年間以上使用することを前提として、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施することとする。

また、事業者は、事業期間終了時に本施設を本連合の定める引渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、本連合に引継ぐものとする。本連合及び事業者では、本施設の事業期間終了後の措置について、運営開始後16年目(令和28年度)の時点から協議を開始するものとする。

11. 事業の対象となる業務範囲

(1) 事業者が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 本施設の設計
- (イ) 本連合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- (ウ) 本連合の循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)等申請支援
- (エ) 本連合が行うその他許認可申請支援
- (オ) 本施設の建設(解体撤去工事、工事内訳書作成含む)
- (カ) 建設工事に係る許認可申請等

イ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- (ア) 運転管理業務
- (イ) 維持管理業務
- (ウ) 余熱利用管理業務
- (エ) 測定管理業務
- (オ) 防災等管理業務
- (カ) 関連業務
- (キ) 情報管理業務

(2) 本連合が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 用地の確保
- (イ) 本施設の交付金申請手続

- (ウ) 本施設の設計・建設モニタリング
- (エ) その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- (ア) 住民対応
- (イ) 運営モニタリング
- (ウ) その他これらを実施するうえで必要な業務

12. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、本施設の設計・建設業務の対価としての施設整備費及び運営・維持管理業務の対価としての運営業務委託費とする。なお、詳細は、入札関係書類に示す。

13. 余熱利用計画

運営事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本施設内外で利用したうえで、余剰電力を電力事業者へ売却するものとするが、事業期間を通じた売電電力量ができる限り多くなるように努めるものとする。また、運営事業者は、発電効率のみでエネルギー回収率 18.0%以上を達成するものとし、電気以外の蒸気や温水も積極的に活用するものとする。

14. 売電収入の帰属先

電力事業者への余剰電力の売電収入は、本連合に帰属するものとするが、運営事業者は、当該売電収入の向上を考慮して運営・維持管理業務を行う。

15. 本連合が適用を予定している交付金

本連合では、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金申請等の手続は、本連合で行うが、建設事業者は、申請手続に必要な書類の作成等について、本連合を支援するものとする。

16. 関係法令の遵守

本連合及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物処理法をはじめ必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

17. 事業スケジュール（案）

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 実施方針等の公表 | 令和 8 年 3 月 10 日 |
| (2) 入札公告 | 令和 8 年 5 月中旬 |
| (3) 事業提案書の受付 | 令和 8 年 11 月中旬 |
| (4) 落札者の決定 | 令和 9 年 1 月下旬 |
| (5) 基本協定の締結 | 令和 9 年 2 月上旬 |

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (6) 仮契約の締結 | 令和9年3月下旬 |
| (7) 事業契約の締結（議会承認） | 令和9年5月中旬 |
| (8) 本施設の設計・建設 | 事業契約締結日から令和13年9月 |
| (9) 本施設の運営・維持管理 | 令和13年10月から令和34年3月まで |

第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が、入札関係書類に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から本連合が要求する水準を満足することを条件として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性及び透明性の確保の観点から、総合評価落札方式による一般競争入札で行うことを予定している。

2. 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集、選定及び契約スケジュールは、次のとおり予定している。

項目	日程
① 実施方針及び要求水準書(案)の公表	令和8年3月10日(火)
② 実施方針等に関する質問・意見の受付期限	令和8年3月24日(火)
③ 実施方針等に関する質問・意見への回答公表	令和8年4月15日(水)
④ 特定事業の選定の公表	令和8年5月中旬
⑤ 入札公告	令和8年5月中旬
⑥ 第1回入札関係書類に関する質問の受付期限 (入札参加資格に関する事項)	令和8年5月下旬
⑦ 第1回入札関係書類に関する質問の受付期限 (入札参加資格以外に関する事項)	令和8年5月下旬
⑧ 第1回入札関係書類に関する質問への回答公表 (入札参加資格に関する事項)	令和8年6月上旬
⑨ 第1回入札関係書類に関する質問への回答公表 (入札参加資格以外に関する事項)	令和8年6月中旬
⑩ 入札参加資格審査書類の受付期限	令和8年6月下旬
⑪ 入札参加資格審査結果の通知	令和8年7月上旬
⑫ 現地見学会	令和8年7月中旬
⑬ 対面的対話	令和8年7月下旬
⑭ 第2回入札関係書類に関する質問の受付期限	令和8年8月上旬
⑮ 第2回入札関係書類に関する質問への回答公表	令和8年9月上旬
⑯ 事業提案書の受付期限	令和8年11月中旬
⑰ 落札者の選定	令和9年1月下旬
⑱ 落札者の決定	令和9年2月上旬
⑲ 仮契約の締結	令和9年3月下旬
⑳ 事業契約の締結（議会承認）	令和9年5月中旬

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見は、次のとおり受け付けるが、電話等による質問には一切応じない。なお、質問・意見書を提出した者に対しては、本連合が個別にヒアリングする場合がある。

ア 受付期間

実施方針公表日から令和8年3月24日（火）午後5時までとする。

イ 提出方法

実施方針と同時に公表する別添様式第1号（Excel形式）に記入のうえ、電子メールで送付する。

- (ア) 送付先 上田地域広域連合 ごみ処理広域化推進室
- (イ) 電子メール ueda.gomishori@area.ueda.nagano.jp
- (ウ) 件名 実施方針等に関する質問・意見書の提出（提出会社名）

ウ 確認方法

本連合では、質問・意見書を提出した者に対し、到達確認メールを返信する。

エ 回答の公表

実施方針等に関する質問・意見書への回答は、令和8年4月15日（水）午後5時までに本連合ホームページで公表する。

(3) 特定事業の選定及び公表

本連合では、本事業を実施することにより、事業期間を通じた本連合の財政負担縮減を期待できること、又は同一の水準にある場合においては公共サービス水準の向上を期待できることを特定事業の選定における基準とする。

本連合における財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価する。

特定事業の選定を行ったときは、その経過と評価の内容を公表する。

(4) 入札公告及び入札関係書類の公表

本連合では、令和8年5月中旬（予定）に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、様式集等の入札関係書類を公表する。

(5) 入札参加資格審査書類の受付及び入札参加資格審査結果の通知

本連合では、本事業への参加を希望する応募者に対し、入札参加表明書及び入札参加資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、入札参加資格審査の結果は、各応募者に通知するが、入札参加表明書の提出方法、時期、入札参加資格審査に必要な書類の詳細等は、入札関係書類に示す。

また、入札参加資格審査を通過しなかった応募者は、本連合に対しその理由を書面により説明を求めることができる。

(6) 現地見学会の実施

本連合では、入札参加資格審査通過者を対象に、建設地及び周辺環境等の把握を目的として現地見学会を実施する予定である。なお、具体的な実施内容・方法は、入札関係書類に示す。

(7) 対面的対話の実施

本連合では、入札参加資格審査通過者を対象に、対面に対話する予定である。事業対話は、入札資格審査通過者に対し、事業の位置付けや特徴等の事業目的への理解促進、事業提案書における要求水準の未達回避、より大きな民間の創意工夫の発揮等を目的として行うものである。なお、具体的な実施内容・方法は、入札関係書類に示す。

(8) 事業提案書の受付

本連合では、入札参加資格審査通過者に対し、入札関係書類に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。なお、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等は、入札関係書類に示す。

3. 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。なお、本連合では、応募者の入札参加資格を確認するため、入札参加資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数の企業又は単体企業で構成する。
- イ 応募者は、構成員及び協力企業から構成されるものとする。なお、構成員のみで構成することも可能である。
- ウ 応募者の構成員の中から「(2) イ (ア) 本施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件」を全て満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- エ 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本連合が認めた場合は、この限りではない。
- オ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- カ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。なお、上記「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ）。

(ア) 資本関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則第3条（平成18年法務省令第12号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、次でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- キ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (イ) 入札参加年度における構成市町村の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者。
- (ウ) 本連合又は構成市町村から指名停止措置を受けている者。
- (エ) PFI 法第 9 条の各号の規定に該当する者。
- (オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (カ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (キ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (ク) 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。
- (ケ) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）がなされている者。
- (コ) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者。
- (サ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- (シ) 請け負う業務に応じた必要な許認可や資格を保有しない者又は有資格者や技術者を配置できない者。
- (ス) 構成市町村の暴力団排除条例に基づく措置を受け、暴力団及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属している者、また暴力団又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者。
- (セ) 本連合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者。
八千代エンジニアリング株式会社
アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業
- (ソ) 本連合が設置する選定委員会の委員が所属する企業。

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営・維持管理業務の各業務を行う者として、次の(ア)から(イ)の各項の要件を満たす構成員又は協力企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることが可能である。

(ア) 本施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち、本施設におけるプラントの設計・建設を行う企業は、構成員とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ② 構成市町村での競争入札参加資格における清掃施設工事に登録している者であること。
- ③ 次の要件を全て満たす地方公共団体におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設の竣工実績を2件以上有していること。ただし、平成12年4月1日以降に元請又は共同企業体で契約し、竣工したものに限り。
 - 1) 120t/日以上（1炉当たり60t/日以上かつ2炉以上）の連続運転式の施設
 - 2) ボイラ・タービン式発電設備を設置した施設
 - 3) 焼却方式（ストーカ式）の施設
 - 4) DBO方式又はPFI方式による事業
- ④ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者を建設業務期間中に専任で配置できること。なお、監理技術者は、企業が直接かつ連続して3ヶ月以上雇用している者とする。

(イ) 本施設における建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち、本施設における建築物等の設計を行う企業は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- ② 構成市町村での競争入札参加資格における建築コンサルタント、建築一式工事、清掃施設工事、機械器具設置工事のいずれかに登録している者であること。
- ③ 地方公共団体における一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設とし、施設規模及び処理方式は問わない。）に係る設計の実績があること。なお、実績とは、元請又は共同企業体での当該施設の設計・建設業務で契約したものに限り。

(ウ) 本施設における建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち、本施設における建築物等の建設を行う企業は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 構成市町村での競争入札参加資格の建築一式工事、清掃施設工事、機械器具設置工事のいずれかに登録している者であること。
- ③ 地方公共団体における一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設とし、施設規模及び処理方式は問わない。）に係る建設の実績があること。なお、実績とは、元請又は共同企業体での当該施設の設計・建設業務で契約したものに限る。

(エ) 本施設における運営・維持管理業務を行う者の要件

本施設の運営・維持管理業務を行う者は、運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する企業で、構成員とし、次に示す要件を満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 構成市町村での競争入札参加資格に登録している者であること。
- ② 次の要件を全て満たす地方公共団体のエネルギー回収型廃棄物処理施設における運営・維持管理業務を元請として受託した、又は特別目的会社を設立する場合においては特別目的会社へ出資し、かつ特別目的会社から直接受託した、1年間以上の実績を2件以上有すること。
 - 1) 120t/日以上（1炉当たり60t/日以上かつ2炉以上）の連続運転式の施設
 - 2) ボイラ・タービン式発電設備を設置した施設
 - 3) 焼却方式（ストーカ式）の施設
 - 4) DBO方式又はPFI方式による事業
- ③ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は焼却方式（ストーカ式）に限る。）で、施設規模が100t/日以上（複数炉）の施設（1年以上の稼働期間を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として、運営開始後2年間以上配置できること。

ウ 参加資格の確認

- (ア) 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類受付期限の日とする。
- (イ) 落札者選定までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本連合は当該応募者を落札者選定のための審査対象から除外する。
- (ウ) 落札者を選定した日から落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本連合は落札者の選定を取り消すことがある。
- (エ) 落札者決定日の翌日から事業契約締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本連合は落札者決定を取り消すことがある。
- (オ) (イ)から(エ)に関しては、代表企業が参加資格要件を欠いた場合は、落札者の選定又は決定を取り消す。
- (カ) いずれの場合において、本連合は、除外、落札者選定、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4. 応募者の審査及び落札者の選定

(1) 審査の機関

本連合では、応募者から提出を受ける事業提案書に対し、公平に専門的知見に基づいて審査するための機関として、次の委員により構成する選定委員会を設置した。

また、実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間において、選定委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った者は失格とする。

役割	委員名	所属・役職
委員長	中村 正行	信州大学 教育・学生支援機構 特任教授工学部 特任教授
副委員長	柳井 薫	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会 代表理事・会長
委員	姫野 修司	長岡技術科学大学 環境社会基盤工学専攻 教授
委員	高橋 吉浩	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
委員	青木 卓郎	上田地域広域連合 事務局長

(敬称略・順不同)

(2) 審査の手順及び方法

ア 入札参加資格審査

本連合では、入札参加表明時に提出する入札参加資格審査申請書類を審査し、入札参加資格の有無を確認する。

イ 事業提案審査

選定委員会では、あらかじめ設定した審査事項により事業提案書を審査し、落札者を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書に示す。

エ 審査結果

審査結果は、各応募者へ通知するほか、結果の概要及び審査講評を本連合ホームページに掲載する。

5. 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

本連合と落札者は、落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、落札者決定後、速やかに特別目的会社を設立しなければならない。なお、特別目的会社は、次の要件を全て満たさなければならない。また、構成員以外の者は特別目的会社へ出資することができない。

- ア 運営事業者の本店所在地は、構成市町村内としなければならない。なお、設計・建設業務期間中においては、構成員又は協力企業の事務所のうち長野県内に所在する事務所を一時的に本店所在地とすることを認める。また、運営・維持管理業務期間中においては、運営事業者の本店所在地は、本施設内に設置することを認める。
- イ 応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- ウ 運営事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本連合に提出すること。
- エ 運営事業者の株主は、本連合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

本連合と落札者は、基本協定に基づき、事業契約の趣旨・解釈を明確化するため協議するものとする。

6. 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、本事業の公表、その他本連合が必要と認めるときは、応募者と協議のうえ、本連合は応募資料の全部又は一部を使用できるものとする。

7. 特許権等

応募者から提出される提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

8. 応募に係る費用

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

第4章 事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 指定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札関係書類及び提案内容に基づく諸条件を踏まえ、本事業の入札関係書類に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本連合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

設計・建設業務及び運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本連合が分担すべき合理的な理由があるリスクは本連合が負うものとする。

(2) 想定されるリスクの分担

本連合と事業者のリスク分担は、原則として「添付資料 5 リスク分担（案）」によるものとする。なお詳細は、入札関係書類に示す。

3. 本連合による事業実施状況の監視

本連合では、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階における全ての業務を監視する。

本事業における監視方法は、運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で本連合が随時モニタリングする。モニタリングの方法、内容等については、入札関係書類に定める。

また、事業者が提供する本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本連合は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

4. 地元の雇用及び地元企業の活用

事業者は、本事業の実施に当たり、地元雇用に配慮し、また、構成市町村内に本店又は本社を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業を活用するものとする。

5. 地域住民との共生

本連合では、操業データなどを公開し、開かれた施設運営に努める。事業者は、必要に応じて地域住民の意見を施設運営に反映するものとし、その際、運営事業者は、本連合に協力するものとする。

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 敷地面積及び配置

事業実施区域：約 2ha（「添付資料 1 事業実施区域」参照）

2. 都市計画事項

- | | |
|------------|---------|
| (1) 都市計画区域 | 都市計画区域内 |
| (2) 用途地域 | 工業専用地域 |
| (3) 建ぺい率 | 60%以下 |
| (4) 容積率 | 200%以下 |
| (5) 防火地域 | なし |

第6章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本連合と事業者は協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、第1審ないし調停の専属的合意管轄裁判所を、東京高等裁判所、長野地方・家庭裁判所、長野地方・家庭裁判所上田支部、上田簡易裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本連合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合、本連合は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本連合は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前号の規定により本連合が事業契約を解除した場合、事業者は、本連合に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 本連合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 本連合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本連合は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本連合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本連合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本連合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約等も解除することができる。
- (2) 運営・維持管理期間においては、本連合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約等を解除することができる。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第9章 その他本事業の実施に関し必要な事項

1. 議会での議決

本連合では、事業契約の締結に当たり、本連合議会の承認を得るものとする。

2. 情報提供

本連合では、適時、次に示す本連合ホームページで情報を提供する。

<https://www.area.ueda.nagano.jp/>

3. 実施方針に関する担当

〒386-0027 長野県上田市常磐城 2320 番地

上田地域広域連合事務局 ごみ処理広域化推進室

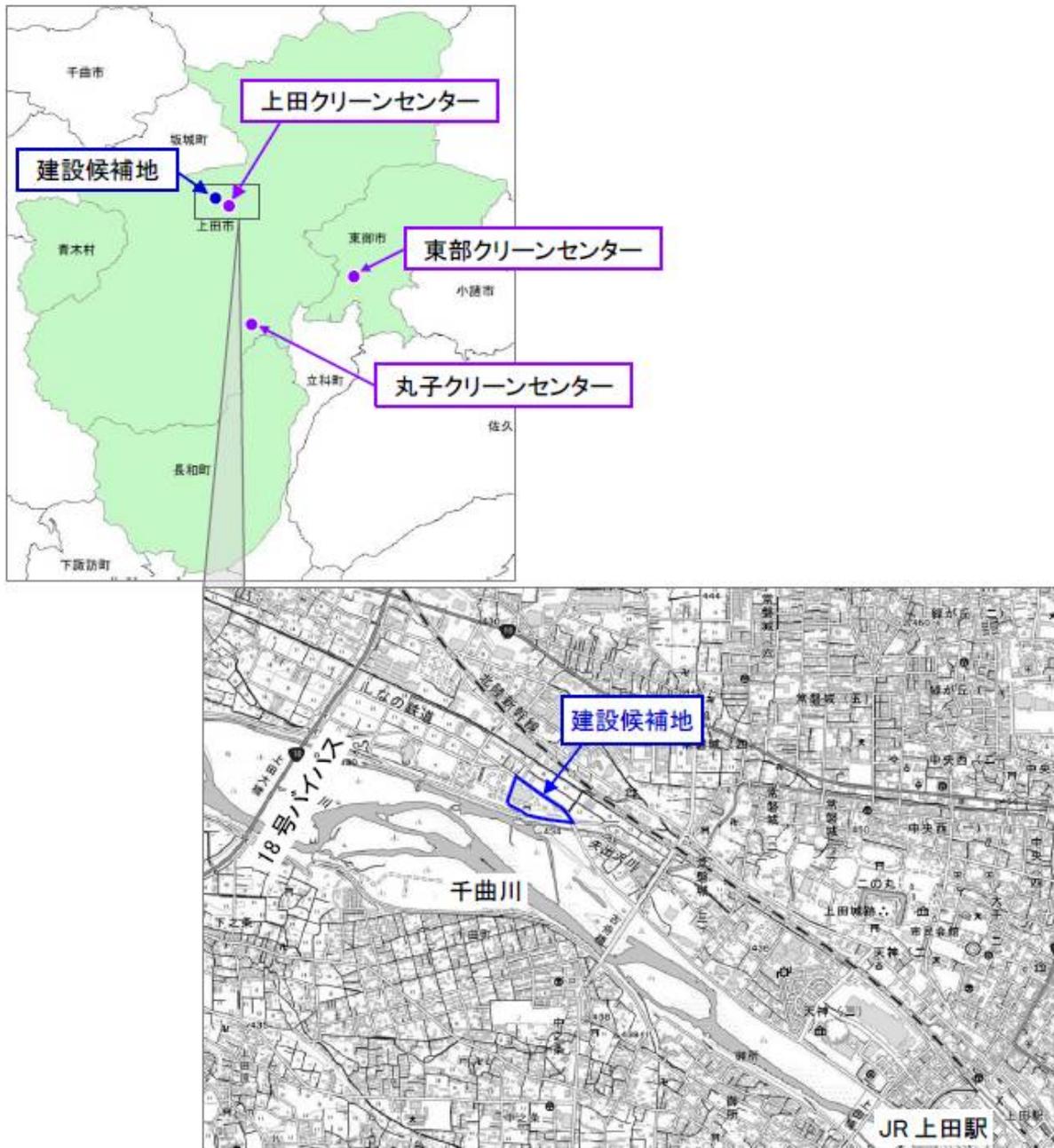
電 話：0268-71-7705

F A X：0268-71-7910

電子メール：ueda.gomishori@area.ueda.nagano.jp

添付資料 1 事業実施場所

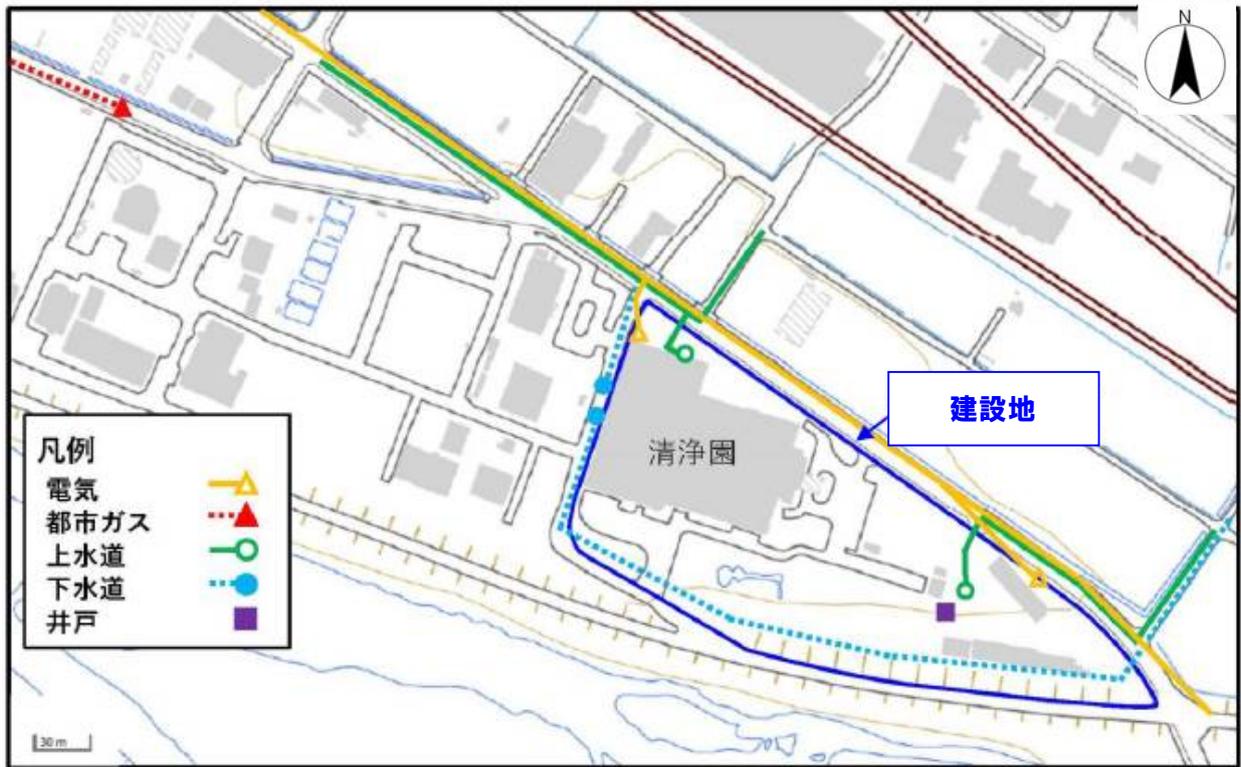
【上田市常磐城 2320 番地ほか（し尿処理施設「清浄園」用地ほか）】



引用：広域図 国土数値情報（行政区域データ）（国土交通省）を加工
周辺図 地理院地図（電子国土 Web）を加工

添付資料2 事業実施区域

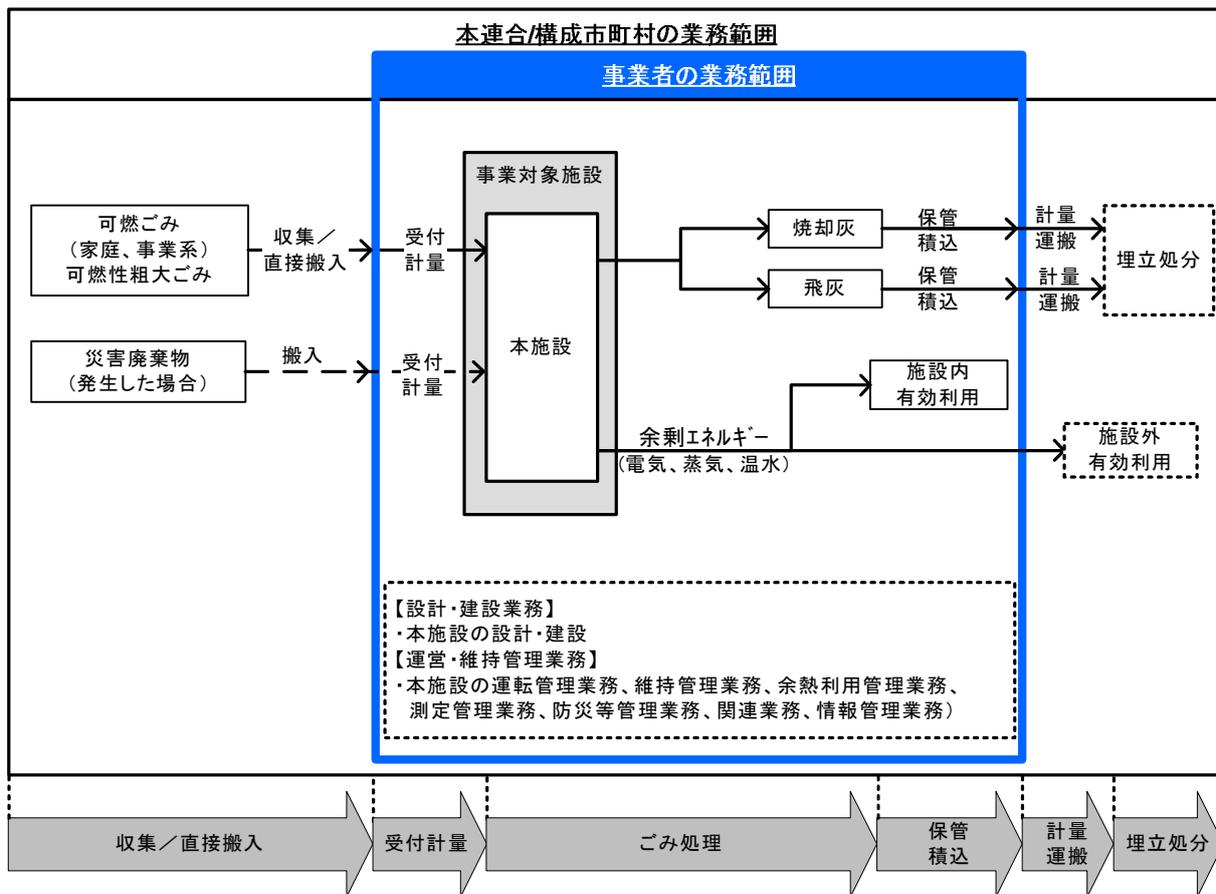
【敷地面積：約2ha】



添付資料3 契約スキーム（案）

項目	内容
契約スキーム 図	<p>上田地域広域連合</p> <p>基本協定</p> <p>事業契約</p> <p>基本契約</p> <p>建設工事請負契約</p> <p>運営業務委託契約</p> <p>【落札者】</p> <p>【設計・建設業務】</p> <p>プラントの設計・建設を行う企業【代表企業】</p> <p>建築物等の設計を行う企業</p> <p>協力企業</p> <p>構成員</p> <p>建築物等の建設を行う企業</p> <p>協力企業</p> <p>構成員</p> <p>【運営・維持管理業務】</p> <p>出資</p> <p>運営・維持管理業務を行う企業</p> <p>出資</p> <p>出資</p> <p>出資</p> <p>運営事業者（特別目的会社）</p> <p>出資</p> <p>委託</p> <p>注 1) 構成員とは特別目的会社へ出資する者、協力企業とは特別目的会社に出資しない者を指す。 注 2) 設計・建設業務の建設工事請負契約は、共同企業体又は単体企業（代表企業）と締結する。</p>
事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約
本連合の支払対価	設計・建設費、運営業務委託費
事業者の収入 建設事業者	本連合から支払われる設計・建設費
事業者の収入 運営事業者	本連合から支払われる運営業務委託費

添付資料 4 役割分担概念図



添付資料5 リスク分担（案）

段階	No.	種類	内容	本連合	事業者
全期間共通	1	契約締結リスク	議会を含む本連合の事由により契約が結べない等※1	●	
	2		事業者の事由により契約が結べない等※1		●
	3	内容変更リスク	本連合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	●	
	4	法令変更リスク	本事業に係る関係法令・規制等の変更に係るリスク	●	
	5		本事業のみならず広く一般に適用される関係法令・規制等の変更等に係るリスク		●
	6	税制変更リスク	事業者の利益に課せられる、税制度の変更（例：法人税率等の変更）及び新税の設立に伴うリスク		●
	7		上記以外の税制度の変更及び新税の設立に伴うリスク	●	
	8	許認可リスク	本連合が実施する許認可取得の遅延に関するもの	●	
	9		事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		●
	10	第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		●
	11		上記以外の本連合の帰責事由により発生する事故等に対する賠償リスク	●	
	12	住民対応リスク	本事業の実施そのものについての住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの。また、それに伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	●	
	13		上記以外のもの（事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等）		●
	14	事故発生リスク	事業者が実施する設計、建設、運営において発生する事故		●
	15		上記以外の本連合の帰責事由により発生する事故	●	
	16	環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		●
	17		上記以外の本連合の帰責事由により発生するもの	●	
	18	延期、中止等リスク	事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行によるもの		●
	19		本連合の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行によるもの	●	
	20	物価変動リスク	インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（一定の範囲内）		●
	21		インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（一定の範囲を超えた部分）	●	
	22	不可抗力リスク	天災等大規模な災害、暴動、戦争等の予測できない事態の発生により生じる費用増加又は損害、修復のために事業実施に遅延、中止等が生じるリスク※2	●	▲
	23	交付金リスク	事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されないリスク又は事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		●
	24		その他の事由により予定されていた交付金額が交付されない又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	●	
	25	入札書類リスク	入札説明書、要求水準等の誤記、提示漏れや現地見学会により発見できない事象等、本連合の要望事項が達成されない等	●	

※1 双方が既に支出した金額はそれぞれで負担する。

※2 一定額を超える場合、本連合の負担とする。

※●：主、▲：従

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	本連合	事業者
設計段階	26	測量・調査リスク	事業者が実施した測量、調査に関するもの		●
	27		本連合が実施した測量、調査に関するもの	●	
	28	設計リスク	本連合の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	●	
	29		事業者の提案内容の不備・判断によるもの		●
	30	建設工事着工遅延リスク	本連合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	●	
	31		事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		●
建設段階	32	工事遅延リスク	本連合の指示等の本連合の事由による（構成市町村との調整の不調に起因するものを含む）工事遅延によるもの	●	
	33		資材調達、工程管理等の事業者の事由による工事遅延によるもの（工事遅延に伴う本連合等に発生する追加コストを含む）		●
	34	工事費増大リスク	本連合の指示・提示条件に関する不備・変更によるもの	●	
	35		民間事業者の事由によるもの		●
	36	性能リスク	試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	●	
	37		試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		●
運営・維持管理段階	38	供給リスク	施設許容量以内のごみの受け入れに関するもの、又は、計画ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの		●
	39		施設許容量を大幅に超過するごみ量に関するもの、又は、計画ごみ質の範囲を大幅に超過するごみ質変動に関するもの	●	
	40	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故の場合で、本連合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く。）	●	
	41		不可抗力を除く事故の場合で、事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		●
	42	性能リスク	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の契約不適合によるものを含む）		●
	43	運営費増大リスク	設備機器の運転・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		●
	44	エネルギーに関するリスク	本施設の運転により生じるエネルギー量（熱量及び電力量）のうち、本連合に帰属する余剰エネルギーの量の変動リスク（計画からのエネルギー量変動の帰責事由が事業者にある場合）及び、責任の分界点まで熱供給用配管の破損・更新等に係るリスク		●
	45		余熱利用施設で利用するエネルギー量（熱量及び電力量）の変動に伴うリスク	●	
	46	施設の契約不適合責任リスク	事業期間中における施設管理の契約不適合に係るリスク		●
47	技術革新に係るリスク	新技術採用に係るコスト		●	
他	48	施設性能リスク	事業の終了時における施設の性能確保に関するもの		●